副知事　岡田　実
公営企業管理者　藤部　秀則
総務部長　平尾　幸雄
総合政策部長　藤井　哲男
環境生活部長　門田　栄司
健康福祉部長　渡邉　修二
農林水産部長　松永　貞昭
土木建築部長　小口　浩
労働委員会事務局長　橋本　雅寛
議会事務局長　弘中　勝久
監査委員事務局長　清水　貴充
（以上四月一日）

○収用委員会委員任命
作良昭夫委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
収用委員会委員　猪俣　俊雄

○収用委員会委員再任
吉冨克史委員、平中貫一委員及び藤麻一三委員は、四月一日再任された。

愛媛県

新　旧
定年退職　（議会事務局長）　村上　哲義
（三月三十一日）
企画振興部長　（企画情報部長）　横田　潔
会計管理者　職員　山内　克彦
議会事務局長　同　神野健一郎
人事委員会事務局長　同　松森陽太郎
労働委員会事務局長　同　篠原　英治
（以上四月一日）

○労働委員会委員任命
宇都宮純一委員は、三月三十一日辞職し、四月一日次の者が任命された。
労働委員会委員　村田　毅之

沖縄県

○教育委員会委員任命
比嘉梨香委員は、四月四日任期満了し、四月五日次の者が任命された。
教育委員会委員　安里　政晃

川崎市

新　旧
辞職　（幸区長）　本木　紀彰
定年退職　（総務局長）　長谷川忠司
同　（環境局長）　寺岡　章二
同　（港湾局長）　相良　隆政
同　（総務部長）　磯野　利男
同　（農林水産部長）　中山　博
同　（総合政策部長）　福元　幸徳
同　職員　寺西　正喜
同　（消防長）　秦野　純一
同　（議会局長）　（以上三月三十一日）
交通事業管理者　田巻　耕一
総務局長　（健康福祉局長）　菊地　義雄
環境局長　職員　稲垣　正
健康福祉局長　（川崎区長）　木村　実
港湾局長　職員　水谷　誠
川崎区長　同　豊本　欽也
幸区長　（市民オンブズマン事務局長）　森下　和子
麻生区長　職員　瀧峠　雅介
市民オンブズマン事務局長　同　栗山　敏子
会計管理者　（麻生区長）　瀧峠　雅介
消防長　（会計管理者）　栗山　敏子
人事委員会事務局長　（人事委員会事務局長）　海老名富夫
議会事務局長　職員　福井　昭久
監査事務局長　同　鈴木　孝
（以上四月一日）

大阪市

新　旧
辞職　（交通事業管理者）　小林　隆
同　職員　小金井　勉
（以上四月一日）

（危機管理監兼震災支援対策室長）　横山　隆文
（建設局長）　田中　清剛
（会計管理者兼会計室長）　三浦　周治
（市会事務局長）　寺本　良平
（監査・人事制度事務総括局長）　深尾　泰
（水道局長）　白井　大造
（以上三月三十一日）

市政改革室長　職員　谷川　友彦
危機管理監兼震災支援対策室長　同　中村　一夫
財政局長　（市政改革室長）　稲森　隆司
建設局長　職員　西尾　誠
会計管理者兼会計室長　同　名倉　嘉史
市会事務局長　同　鶴田　勝紀
監査・人事制度事務総括局長　同　森田　博
水道局長　（財政局長）　井上　裕之
（以上四月一日）

神戸市

新　旧
辞職　（教育長）　橋口　秀志
任期満了　（副市長）　石井　陽一
定年退職　（建設局長）　松浦　厚
（以上三月三十一日）
市民参画推進局長　（市会事務局長）　大谷　幸正
建設局長　職員　中島　信
教育長　（市民参画推進局長）　永井　秀憲
市会事務局長　職員　梅村　晋一
（以上四月一日）

○教育委員会委員任命
橋口秀志委員は、三月三十一日辞職し、四月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　永井　秀憲

官庁報告

国家試験

平成23年度土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条の規定に基づき、平成23年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行う。

平成23年5月2日　法務大臣　江田　五月

1　受験資格

年令、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　平成23年8月21日（日曜日）
口述試験　平成23年11月7日（月曜日）

3　試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

(1)　民法に関する知識

(2)　登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

(3)　土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア　平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）

イ　作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

(4)　その他土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

(1)　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	時　間	試験の内容
午前の部	午前9時30分から午前11時30分までの2時間	上記3の(3)
午後の部	午後1時00分から午後3時30分までの2時間30分	上記3の(1)、(2)及び(4)

イ　午前の部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後の部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

(2)　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記3の(1)、(2)及び(4)に掲げる事項について行う。

(3)　筆記試験一部免除者

①測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者、②測量の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験合格者を除く。）（以下「認定者」という。）、③前々回以前の筆記試験合格者については、筆記試験のうち測量の試験を免除する。

(4)　筆記試験免除申請者

平成22年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者については、今回の土地家屋調査士試験の筆記試験を免除する。

(5)　筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等の適用日

法令等は、平成23年4月1日（金曜日）現在において施行されているものとする。

5　試験場所

(1)　筆記試験

法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）又は那覇地方法務局が指定する場所

(2)　口述試験

筆記試験受験者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局（那覇地方法務局が指定する場所で筆記試験を受験した者については、福岡法務局）が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験地を管轄する法務局が指定する場所